〒２２１－０８３４
横浜市神奈川区台町 13 番地の 8 ｼｪﾘｰﾋﾙｽﾞ横浜 203 号
望月行政・社労士事務所
TEL （ 045 ） 313 － 6188　　FAX （ 045 ） 313 － 6177
http://homepage2.nifty.com/OfficeMochizuki/

役員変更登記に関するご案内

取締役及び監査役の任期の延長について

最大10年まで
役員の任期を
延ばすことが可能です。

平成18年5月1日「会社法」施行

今までは、取締役は変更が無くても、2年に一度（監査役は4年に1度）は任期満了による重任の登記を法務局に提出しなければなりませんでした。

しかし、**任期を最大10年まで延ばせるようになりました**ので、今後は、その任期期間に合わせて登記を提出するようになります。

役員の任期変更には、定款の変更が必要です。

～参考条文～

（取締役の任期）会社法第 332 条

取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

２ 前項の規定は、公開会社でない株式会社（委員会設置会社を除く。）において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

（監査役の任期）会社法第 336 条

監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 前項の規定は、公開会社でない株式会社において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。